

目 次

第1号（5月14日）

出席及び欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職、氏名	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
開 会	2
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第32号 専決処分の承認を求めることについて	3
議案第33号 町道松里永野線道路改良工事（永野1工区）請負契約について	19
議案第34号 町道松里永野線道路改良工事（永野2工区）請負契約について	20
報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について	23
閉 会	24
署 名	25

令和8年 第3回 錦 町 議 会 臨 時 会 議 録					
招 集 年 月 日		令和8年 5月14日		招 集 の 場 所	錦 町 議 会 議 場
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告		開 会	令和8年 5月14日		午前10時00分
		閉 会	令和8年 5月14日		午前11時44分
出 席 及 び 欠 席 議 員		議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
出席議員 11名		1	出 谷 口 一 也	10	出 金 山 民 幸
欠席議員 1名		2	〃 丸小野 聖 一	11	〃 高 田 孝 徳
凡 例 出 出席 欠 欠席 公欠 公務欠席		3	欠 梶 原 誠 二	12	〃 荒 川 孝 一
		4	出 早 田 和 彦		
		5	〃 吉 田 眞 二		
		6	〃 石 松 まゆ子		
		7	〃 竹 田 農利人		
		8	〃 岡 田 武 志		
		9	〃 池 田 秀 晴		
会 議 録 署 名 議 員		9	池 田 秀 晴	10	金 山 民 幸
職務のため議場に出席した者の職、氏名			議 会 事 務 局 長 蓑 田 和 也		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名					
職	氏 名	職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	住 民 福 祉 課 長	蓑 田 俊 哉	農 林 振 興 課 長	東 貴 志
副 町 長	深 水 英 雄	保 険 政 策 課 長	大 森 光 春	地 域 整 備 課 長	高 山 拓 二
総務課長	有 瀬 耕 二	健 康 増 進 課 長	河 津 清 臣	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 本 直 樹
教 育 長	毎 床 三 喜 男	税 務 課 長	岩 尾 和 文	教 育 振 興 課 長	尾 方 良 一
会計管理者	吉 田 誠 二	企 画 観 光 課 長	中 村 裕 二		
議 事 日 程		別紙のとおり			
会 議 に 付 し た 事 件		別紙のとおり			
会 議 の 経 過		別紙のとおり			

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて
- 専第4号 令和7年度錦町一般会計補正予算（第10号）
 - 専第5号 令和7年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
 - 専第6号 令和7年度錦町介護保険特別会計補正予算（第6号）
 - 専第7号 令和7年度錦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
 - 専第8号 令和7年度錦町水道事業会計補正予算（第6号）
 - 専第9号 令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第6号）
 - 専第10号 錦町税条例の一部を改正する条例
 - 専第11号 錦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第33号 町道松里永野線道路改良工事（永野1工区）請負契約について
- 日程第5 議案第34号 町道松里永野線道路改良工事（永野2工区）請負契約について
- 日程第6 報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について
- 専第12号 和解及び損害賠償額の決定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて
- 専第4号 令和7年度錦町一般会計補正予算（第10号）
 - 専第5号 令和7年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
 - 専第6号 令和7年度錦町介護保険特別会計補正予算（第6号）
 - 専第7号 令和7年度錦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
 - 専第8号 令和7年度錦町水道事業会計補正予算（第6号）
 - 専第9号 令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第6号）
 - 専第10号 錦町税条例の一部を改正する条例
 - 専第11号 錦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第33号 町道松里永野線道路改良工事（永野1工区）請負契約について
- 日程第5 議案第34号 町道松里永野線道路改良工事（永野2工区）請負契約について
- 日程第6 報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について
- 専第12号 和解及び損害賠償額の決定について

午前10時00分開会

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和8年第3回錦町議会臨時会を開会し、直ちに開議します。

なお、3番、梶原誠二議員から本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので報告します。
本日の日程は、お手元に配付してある日程表のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、9番、池田秀晴議員、10番、金山民幸議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 孝一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、内容からして本日1日限りにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

日程第3. 議案第32号

○議長（荒川 孝一君） 日程第3、議案第32号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） おはようございます。本日は、令和8年第3回臨時議会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中に御出席を賜り、ありがとうございます。

また、日頃より公用に際しまして御協力をいただいておりますことに感謝を申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

議案第32号専決処分の承認を求めることについてでございます。

専第4号令和7年度錦町一般会計補正予算（第10号）、専第5号令和7年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、専第6号令和7年度錦町介護保険特別会計補正予算（第6号）、専第7号令和7年度錦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、専第8号令和7年度錦町水道事業会計補正予算（第6号）、専第9号令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第6号）、専第10号錦町税条例の一部を改正する条例、専第11号錦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、以上8件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、今回、同条第3項の規定により承認をいただきたく提案をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 総務課関係から御説明いたします。

議案つづり10ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正、廃止が1件です。錦町介護基盤緊急整備特別対策事業補助金829万2,000円は、公民館等の施設を介護予防拠点として活用するためのスロープの設置や老朽化対応等の改修費用の補助金となりますが、年度内に事業が完了したため廃止するものです。

次に、議案つづり11ページをお願いします。

第3表、地方債補正、変更が7件です。

初めに、起債の目的は、緊急浚渫推進事業ですが、限度額を420万円減額し、2,350万円とするものです。内容は、曲谷川ほか4河川の浚渫事業費の確定により借入額を調整するものです。

次に、緊急自然災害防止事業ですが、限度額を450万円減額し、3,340万円とするものです。内容は、町道風月野線のり面対策工事ほか、5事業の事業費の確定に伴い、減額するものです。

次に、道路側溝改修・舗装復旧事業ですが、限度額を1,110万円減額し、5,160万円とするものです。内容は、町道久保昭和線側溝改修事業ほか、6事業の側溝改修・舗装復旧事業の事業費の確定に伴い調整するものです。

次に、農業水路等長寿命化防災減災事業ですが、限度額を340万円減額し、520万円とするものです。内容は、本別府地区揚水機上ポンプ設備改良事業の事業費の確定により借入額を調整するものです。

次に、防災施設整備事業ですが、限度額を20万円減額し、970万円とするものです。内容は、井手ノ口取水口保護工事の事業費の確定により借入額を減額するものです。

次に、農業用排水路施設整備事業ですが、限度額を110万円減額し、830万円とするものです。古川幹線排水路改修工事の事業費の確定に伴い減額するものです。

次に、くま川鉄道経営安定化事業ですが、限度額を50万円減額し、2,390万円とするものです。災害復旧に係るくま川鉄道経営安定化補助金の確定に伴う減額です。

以上7件につきましては、起債の方法、利率、償還の方法につきまして、補正前と変更はございません。

次に、16ページ、17ページをお開きください。

まず、一般会計の歳入から御説明いたします。

補正の内容につきましては、ほとんどが補助金や交付金の交付決定、額の確定による歳入予算の調整となりますので、各課目単位で100万円を超える増減について御説明させていただき、特に必要な事項につきましては、説明欄等を用いて説明させていただきますので御了承願います。

初めに、総務課関係からです。中ほどです。

2款2項1目1節自動車重量譲与税236万9,000円、1つ飛びまして、3款1項1目1節利子割交付金140万1,000円は、いずれも交付額の確定によるものです。

次のページをお願いします。上からです。

4款1項1目1節配当割交付金397万2,000円、次の5款1項1目1節株式等譲渡所得割交付金603万2,000円は、いずれも交付額の確定によるものです。

次に、34ページ、35ページをお願いします。一番下です。

16款3項1目9節衆議院議員選挙委託金減額の183万4,000円につきましては、執行額の確定によるものです。

次のページをお願いします。上から2番目です。

17款1項2目1節利子及び配当金100万8,000円は、ふるさと錦ゆかり基金利子の確定によるものです。

次に中段です。

17款2項1目1節土地売払い収入減額の248万8,000円は、旧一武保育園跡地はちやぶ分譲地の売払い収入ですが、当初、令和7年度中の収入を見込んでおりましたが、購入者において、昨今の社会情勢による住宅建築に係る資材調達遅れ等により、住宅ローン手続が進まず、年度内の売買代金の納入が困難となったため、双方協議により売買契約の支払い期限を変更することとし、令和8年度において改めて計上するものです。

次に、４０ページ、４１ページをお願いします。中段です。

２１款４項４目１節デジタル基盤改革支援補助金減額の１４８万６,０００円は、地方公共団体情報システム標準化・共通化に係る補助金で、事業費の確定に伴うものです。

次のページをお願いします。

２２款町債につきましては、第３表、地方債補正で御説明したとおりです。

次に歳出です。

４４ページ、４５ページをお願いします。

まず、全般的なことを申し上げますと、今回の補正予算では、職員人件費について不用額の調整を行っておりますので、その部分の説明につきましては割愛させていただきます。

また、歳入と同様、歳出も支出額の確定による不用額の調整が主なものとなりますので、目単位で１００万円を超える増減について説明させていただき、特に必要な事項につきましては、説明欄の事業名等により説明させていただきますので御了承願います。

総務課関係からです。下段です。

２款１項１目一般管理費補正額減額の５２６万円のうち、主なものとしまして、８節旅費減額の１１３万２,０００円は、普通旅費・特別旅費の執行残、１１節役務費減額の７５万４,０００円は通信運搬費、１８節負担金補助及び交付金減額の６３万９,０００円は、説明欄は次のページになりますが、くま川鉄道経営安定化補助金等の補助金額の確定による減額です。

ページは４６ページ、４７ページです。

同項２目電算管理費補正額減額の１７３万２,０００円は、主なものとしまして、１３節使用料及び賃借料減額の１０９万３,０００円で、ガバメントクラウド回線使用料の不用額となります。

次のページをお願いします。上段からです。

同項５目財産管理費減額の２８９万７,０００円の主なものとしまして、１０節需用費減額の１３８万１,０００円は、公用車等の燃料費、庁舎等の光熱水費の執行残、１３節使用料及び賃借料減額の１３０万５,０００円は、複写機使用料の執行残となります。

次に、同項１０目減債基金費２４節積立金１億１,２６３万５,０００円は、今回の補正予算の歳入歳出額の調整額を財源として積み立てるものです。

次に、同項１２目ふるさと錦ゆかり基金費２４節積立金５０７万７,０００円は、寄附額確定によるものです。

次に、同項１３目公共施設整備基金費２４節積立金６,２４０万４,０００円は、今回の補正予算の歳入歳出額の調整額を財源として積み立てるものです。

次に、５２ページ、５３ページをお願いします。上段です。

同款４項８目衆議院議員選挙費減額の１８３万円は、主なものとしまして、３節職員手当の減額１０６万７,０００円で、時間外勤務手当、そのほか需用費等の執行残となります。

次に、８０ページ、８１ページをお願いします。下段です。

９款１項２目非常備消防費補正額２３０万２,０００円は、１節報酬減額の１６１万７,０００円、８節旅費減額の６８万５,０００円で、火災出動等団員活動実績に基づく不用額の減額となります。

次に、９６ページ、９７ページをお願いします。

１２款１項２目利子２２節償還金利子及び割引料減額の３２１万３,０００円は、一時借入金が必要なくなったこと

などによる公債費利子分の執行残となります。

総務課関係は以上です。

○議長（荒川 孝一君） 箕田住民福祉課長。

○住民福祉課長（箕田 俊哉君） 住民福祉課関係を説明いたします。

議案つづり、26、27ページをお願いいたします。

歳入です。

15款1項1目民生費国庫負担金3,995万4,000円、内容は、1節障がい者福祉費負担金減額635万6,000円、主なものとしては、障がい者医療費負担金減額127万9,000円、障がい者自立支援・補装具給付費等負担金減額432万7,000円です。

次に、3節児童福祉費負担金4,631万円、交付決定に伴うものです。

次のページをお願いいたします。

15款2項2目民生費国庫補助金減額378万2,000円です。内容は、1節障がい者福祉費補助金減額156万4,000円、主なものとしては、障がい者福祉費補助金減額158万5,000円です。

2節児童福祉費補助金減額219万8,000円、主なものとしては、物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金減額130万円です。交付決定に伴うものです。

下段です。

16款1項1目民生費県負担金1,227万4,000円です。内容は、1節障がい者福祉費負担金減額788万円、主なものとしては、障がい者自立支援・補装具給付費等負担金減額697万6,000円です。

次のページをお願いいたします。

3節児童福祉費負担金2,015万4,000円、主なものとしては、子どものための教育保育給付費県負担金2,024万9,000円です。交付決定に伴うものです。

16款2項1目総務費県補助金減額195万8,000円です。うち、住民福祉課関係では、13節結婚新生活支援事業補助金減額37万4,000円です。交付決定に伴うものです。

次に、16款2項2目民生費県補助金減額411万6,000円です。内容は、1節社会福祉費補助金274万6,000円、主なものとして、重度心身障がい者医療費助成事業費補助金減額274万4,000円、地域生活支援事業補助金減額79万3,000円、重度訪問介護等支援事業費補助金600万9,000円、2節児童福祉費補助金減額667万円、主なものとして、放課後児童健全育成事業費補助金減額108万5,000円、延長保育促進事業補助金減額173万8,000円、子育て支援強化事業費補助金減額118万4,000円、子どものための教育・保育給付費補助金減額166万7,000円、交付決定に伴うものです。

次のページをお願いいたします。

16款2項3目衛生費県補助金減額230万7,000円、内容は、1節保健衛生費補助金減額230万7,000円、住民福祉課関係では、子ども医療費助成事業費補助金減額209万1,000円です。交付決定に伴うものです。

次に、歳出です。

議案つづり56、57ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費減額2,507万1,000円、内容は、7節報償費115万円、主なものとしては、説明欄次のページ、781番、子宝祝金交付事業減額の115万円となっています。

19節扶助費減額1,927万円、主なものとしては、説明欄134番、障がい者福祉サービス事業の障がい者介

護給付費等福祉サービスほか、減額の970万2,000円となっています。

説明欄135番、障がい児通所給付事業の障がい児通所給付費減額329万5,000円、説明欄139番、日常生活用具給付費ほか減額の161万9,000円、説明欄140番、重度心身障がい者医療費助成事業の重度心身障がい者医療費扶助減額の465万4,000円、以上、事業実績に伴うものです。

次に、60、61ページをお願いいたします。

3款2項1目児童福祉総務費減額979万6,000円、内容は、12節委託料減額209万6,000円、主なものとして、説明欄173番、放課後児童健全育成事業の放課後児童健全育成事業業務委託料減額178万3,000円。

18節負担金補助及び交付金減額の216万7,000円、主なものとしては、説明欄173番、放課後児童健全育成事業の障がい児受入促進事業補助金減額146万7,000円。

19節扶助費減額545万5,000円、主なものとしては、説明欄176番、医療費助成事業減額の481万7,000円、以上、事業実績に伴うものです。

次のページをお願いいたします。

同項2目児童措置費減額710万5,000円、内容は、18節負担金補助及び交付金減額の130万円、内容は、物価高対応子育て応援手当交付金です。

19節補助費減額580万5,000円、内容は児童手当です。事業実績に伴うものです。

同項4目保育所費減額4,142万8,000円、内容は、18節負担金補助及び交付金減額の4,142万8,000円、主なものとして、私立保育園負担金減額3,054万7,000円、延長保育事業補助金ほか減額の1,061万6,000円、以上、事業実績に伴うものです。

次に、議案つづり66、67ページをお願いいたします。

4款2項1目清掃総務費減額143万2,000円、内容は、12節委託料減額116万5,000円、説明欄233番、生ごみ処理委託料減額の116万5,000円です。事業実績に伴うものです。

以上、住民福祉課関係の説明でした。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） 企画観光課関係を御説明いたします。

まず、歳入です。

議案つづり20、21ページをお開きください。下段です。

14款1項1目総務使用料161万7,000円のうち、主なものとしまして、2節錦ネット使用料124万円は、錦ネット加入の増加によるものです。

次に、30、31ページをお開きください。中ほどです。

16款2項1目総務費県補助金減額の195万8,000円のうち、11節熊本県移住支援事業補助金減額の150万円は、該当する移住者がいなかったため未執行となったため減額するものです。

次に、36、37ページをお開きください。下段になります。

18款1項6目地方創生応援税制寄附金減額の400万円は、寄附実績によるものです。

次のページをお開きください。上段です。

19款2項13目錦町情報通信施設整備基金繰入金減額の400万円は、当初、錦ネット通信事業に係る財源が不足する見込みであったため、基金を繰り入れることとしておりましたが、ネット使用料等の増加等もあり、繰り入れる必要がなくなったことから減額するものです。

歳入は以上です。

次に、歳出です。50、51ページをお開きください。上段です。

2款1項23目にしき・まち・ひと・しごと創生推進基金費減額の307万7,000円は、13節使用料及び賃借料減額の110万円、24節積立金減額の197万7,000円で、先ほど歳入で御説明しました地方創生応援税制寄附金の寄附実績に伴う事業費の減額となります。

次に54、55ページをお開きください。

2款7項1目企画費減額の900万9,000円です。主なものとしましては、中ほどにあります18節負担金補助及び交付金減額の736万1,000円で、移住定住に係る住宅新築購入支援補助金及び移住支援補助金等の執行残となります。

次のページをお開きください。中ほどになります。

同項5目錦ネット通信事業費149万7,000円、主なものとしまして、10節需用費減額の73万5,000円と12節委託料減額の76万4,000円は、光伝送路設備の修繕及び引き込み管理業務等の執行残になります。

24節積立金45万8,000円、錦ネット使用料など、錦ネット通信事業に係る歳入から錦ネット事業に係る歳出を引いた残りを情報通信施設整備基金に積み立てるものです。

次に72、73ページをお開きください。下段です。

7款1項1目商工総務費減額の202万2,000円です。主なものとしまして、次のページをお開きください。説明欄にあります物産振興事業で修繕料減額の83万円、SNS等広告料減額50万5,000円は、共に執行残による減額となります。

3目公園等管理費減額の279万4,000円、主なものとしまして、10節需用費減額の104万円は、くらんど公園などの電気料及び水道料と修繕料の執行残による減額です。

次に、14節工事請負費減額122万3,000円は、くらんど公園階段改修工事等の執行残による減額です。

4目ふるさと納税事業費減額の577万8,000円、主なものとしまして、11節役務費減額の155万9,000円、12節委託料減額の332万円、次のページ、13節使用料及び賃借料減額の47万9,000円は、ふるさと納税に係る広告料や代行業務委託料、ポータルサイト成果連動使用料等で、寄附額の確定による事業費の減額となります。

5目商工業振興費減額の128万3,000円は、主なものとしまして、18節負担金補助及び交付金減額の78万1,000円は、小規模事業者持続化補助金などの執行残を減額するものです。

企画観光課の説明は以上です。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾税務課長。

○税務課長（岩尾 和文君） 税務課関係を御説明いたします。

一般会計の歳入です。

議案つづりは16、17ページをお願いします。上段です。

1款1項町民税2目法人1節現年課税分、減額の2,840万円は、収納見込みに伴う減額です。

次に、34、35ページをお願いします。下段です。

16款3項1目総務費委託金2節徴税费委託金131万3,000円は、町県民税に係る委託金で実績に伴う増額です。

歳入は以上です。

次に、歳出です。

50ページ、51ページをお願いします。2段目です。

2款2項2目賦課徴収費減額の143万9,000円です。主なものとしましては、12節委託料減額の93万円で、固定資産税土地評価業務委託料の入札残と変更契約減額分となります。

一般会計は以上です。

次に、国民健康保険特別会計の歳入です。

112、113ページをお願いします。上段です。

1款1項1目一般国民健康保険税648万9,000円です。1節医療給付費分現年課税分446万3,000円から、6節介護納付金分滞納繰越分12万4,000円まで、いずれも収納見込みによる増額です。

次に、116、117ページをお願いします。3段目です。

8款1項6目延滞金227万5,000円は、収納見込みによる増額です。

税務課関係の説明は以上です。

○議長（荒川 孝一君） 大森保険政策課長。

○保険政策課長（大森 光春君） 保険政策課関係の説明をいたします。一般会計の歳出からです。

56ページ、57ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費減額2,507万1,000円のうち、次のページをお願いします。27節繰出金減額414万9,000円は、国民健康保険特別会計への繰出金で、国民健康保険特別会計の歳入で説明いたします。

2目老人福祉費減額1,048万2,000円のうち、27節繰出金減額933万2,000円は、介護保険特別会計への繰出金で、介護保険特別会計の歳入で説明いたします。

一般会計は以上です。

次に、特別会計について説明いたします。

最初に、国民健康保険特別会計への歳入です。

112ページ、113ページをお願いします。

4款1項3目保険給付費等交付金減額2,843万1,000円、内訳は、1節保険給付費等交付金普通交付金減額2,610万1,000円と、次のページをお願いします。2節保険給付費等交付金特別交付金減額233万円です。いずれも県の交付金確定によるものです。

6款1項1目一般会計繰入金減額414万9,000円、内訳は、4節職員給与等繰入金減額267万5,000円、5節出産育児一時金等繰入金減額166万7,000円、6節財政安定化支援事業繰入金19万3,000円で、歳出額の確定によるものです。

同款2項1目財政調整基金繰入金減額1,800万円は、基金取崩し額を全額減額するものです。

次のページをお願いします。

7款1項2目その他繰越金644万6,000円は、前年度繰越金で財源調整になります。

歳入は以上です。

次に、歳出です。

118ページ、119ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費減額107万1,000円、人件費等の減額及び一般事務費等の執行額の確定によるものです。

２款１項６目療養給付費減額１，８５１万１，０００円、同款２項５目高額療養費減額５１２万５，０００円は、いずれも１８節負担金補助及び交付金で執行額の確定によるものです。

次のページをお願いします。

２款４項１目出産一時金減額２１３万８，０００円は、１８節負担金補助及び交付金で執行額の確定によるものです。

次のページをお願いします。

６款１項１目特定健康診査等事業費減額４０７万７，０００円、主なものは、１２節委託料で特定健康診査業務委託料の執行額の確定によるものです。

同款２項２目総合健康指導事業費減額１２８万５，０００円は、１８節負担金補助及び交付金で人間ドック補助金の確定によるものです。

国民健康保険特別会計は以上です。

次に、介護保険特別会計の歳入です。

１３８ページ、１３９ページをお願いします。

１款１項１目第１号被保険者保険料１，５１７万３，０００円は、徴収見込額によるものです。

６款１項１目介護給付費繰入金減額６５８万４，０００円、４目その他一般会計繰入金減額１４０万６，０００円は、人件費等の減額及び一般事務費等の歳出額の確定によるものです。

７款１項１目繰越金減額４９２万９，０００円は、前年度繰越金で財源調整になります。

歳入は以上です。

次に、歳出です。

次のページをお願いします。

２款１項１目居宅介護サービス給付費減額４９０万円、３目地域密着型介護サービス給付費減額４００万円、５目施設介護サービス給付費減額６００万円。

次のページをお願いします。

８目居宅介護住宅改修費減額１００万円、同款２項１目介護予防サービス給付費減額１２０万円、３目地域密着型介護予防サービス給付費減額１００万円、６目介護予防住宅改修費減額１４０万円。

次のページをお願いします。

同款４項１目高額介護サービス費減額１５０万円、同款５項１目特定入所者介護サービス費減額５３０万円は、いずれも１８節負担金補助及び交付金で執行額の確定によるものです。

４款１項１目介護予防・生活支援サービス事業費減額４０６万９，０００円は、元気が出る学校等の執行額の確定によるものです。

１４８ページ、１４９ページをお願いします。

４款３項３目任意事業費減額１８３万４，０００円は、グループホーム家賃等助成事業補助金等の確定によるものです。

７款１項１目介護給付費準備基金積立金３，８００万円は、基金積立金です。

介護保険特別会計については以上です。

最後に、後期高齢者医療特別会計の歳出です。

１６６ページ、１６７ページをお願いします。

4款1項2目健康診査費減額175万2,000円は、後期高齢者健診受診者数の確定によるものです。

以上で、保険政策課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 河津健康増進課長。

○健康増進課長（河津 清臣君） 健康増進課関係を御説明します。

議案つづり32、33ページをお願いします。

歳入です。

16款2項3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金230万7,000円の減額です。説明欄2段目の健康増進事業費補助金以降が健康増進課関連のもので、事業確定によるものです。幾つかございますが、10万円以上のものでは、少子化対策総合交付金11万7,000円の減額があり、早産予防健診の利用者が見込みより少なかったことなどで減額となりました。

続きまして、歳出です。

62、63ページをお願いします。

4款1項2目予防費です。307万4,000円の減額です。内訳として、12節委託料の予防接種事業における予防接種業務委託料246万7,000円の残額を減額及び65ページの18節負担金補助及び交付金60万7,000円の減額で、予防接種償還払い補助金41万3,000円、はりきゅうマッサージ補助事業補助金19万4,000円で補助金確定に伴う減額です。

66、67ページをお願いします。

4款1項11目感染症特別対策事業費12節委託料新型コロナウイルスワクチン接種事業の委託料220万円は、執行残を減額するものです。

以上で、健康増進課関係の御説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 山本農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山本 直樹君） 農業委員会分について説明をいたします。

議案つづり32、33ページをお願いいたします。3段目です。

16款2項4目農林水産業費県補助金2節農業委員会補助金68万8,000円、主なものとして農業委員会交付金56万2,000円、交付決定に伴うものです。

次に、歳出です。

66、67ページをお願いいたします。

6款1項1目農業委員会費減額の44万1,000円です。主なものとしまして、13節使用料及び賃借料減額の22万4,000円、耕作放棄地現地調査システム用タブレットの納品が4月から8月に遅れたことに伴う減額となります。

以上で、農業委員会の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） 農林振興課関係を説明いたします。

歳入からです。

32、33ページをお願いいたします。3段目です。

16款2項4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金減額の1,662万3,000円です。主な内訳は、熊本県農業制度資金利子補給補助金減額の10万1,000円、農業水利施設電気料金高騰対策事業補助金減額の14万

4,000円、いずれも補助金額確定に伴う減額です。

団体営農業農村整備事業補助金減額の1,635万3,000円です。事業を繰り越しており、補助金の受入れは全額8年度の受入れとなりますので、令和7年度工事分を令和8年度に過年度分収入として計上するため減額をするものです。

3節林業費補助金減額の258万7,000円です。造林事業補助金で、補助金額確定による減額です。

36、37ページをお願いします。2段目です。

17款2項1目不動産売払収入2節その他の不動産売払収入減額の244万8,000円です。売払額の確定に伴う減額です。

40、41ページをお願いいたします。中段です。

21款4項1目雑入減額の174万7,000円のうち、農林振興課分になります。農業再生協議会派遣負担金ほか34万8,000円及び鳥獣被害防止総合対策事業交付金減額の188万3,000円です。補助金額確定によるものです。

次に、歳出になります。

68、69ページをお願いいたします。下から2段目です。

6款1項5目農地費減額の822万5,000円、内訳は、11節一般事務費における通信運搬費減額の2万5,000円、14節団体営土地改良事業における工事請負費減額の805万6,000円、18節負担金補助及び交付金農業水利施設電気料金高騰対策事業補助金減額の14万4,000円となります。いずれも事業費確定に伴う減額です。

次のページをお願いいたします。

同項10目農道整備事業費減額の150万円です。内訳は12節委託料農道台帳修正業務委託料ほか減額の19万円、執行残です。

15節原材料費減額の131万円です。これは自主施工による農道舗装の原材料の支給になりますが、当初予定よりも延長が短くなったため減額を行うものです。

2項1目林業総務費減額の306万9,000円です。内訳は、1節報酬、減額の7万5,000円。

次のページをお願いいたします。鳥獣被害対策事業における実施隊員報酬、実績に伴う減額です。

3節職員手当等、時間外勤務手当、減額の42万円。

18節負担金補助及び交付金、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策補助金ほか減額の257万4,000円です。

いずれも、事業の実績に伴う額の確定による減額となります。

以上で、農林振興課関係を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） 地域整備課関係を御説明いたします。

一般会計からです。歳入です。

議案つづり40ページ、41ページをお願いします。

21款4項1目雑入、減額174万7,000円は、地域整備課分としましては1万8,000円の増額となりますが、木綿葉大橋の照明料相良村負担金分を実績により額の補正をするものです。

歳入は以上です。

歳出です。

76ページ、77ページをお開きください。下段です。

8款1項1目土木総務費、減額414万9,000円は主に14節工事請負費、減額111万円で、緊急自然災害防止事業としまして町道目郎第一線排水対策工事、木綿葉大橋LED交換工事、町道平岩役場線排水対策工事の実績に伴う減額。18節負担金補助及び交付金、減額162万7,000円で、一般事務費としまして住宅リフォーム補助金の補助実績に伴う117万7,000円の減額、県道等整備負担金としまして、次のページ、78ページ、79ページの県道小枝深水線側溝整備事業負担金ほか45万円の減額などです。

次に、2目道路新設改良費です。減額358万6,000円は14節工事請負費で、道路側溝改修事業としまして町道久保昭和線ほか2路線の側溝改修工事費確定による減額です。

80ページ、81ページをお開きください。

3項2目河川管理費、減額240万4,000円は主に14節工事請負費、減額239万4,000円で、河川浚渫工事の執行残を減額するものです。

一般会計は以上です。

次に、水道事業会計補正予算を説明いたします。別冊の水道事業会計補正予算書2ページをお開きください。

専第8号令和7年度錦町水道事業会計補正予算（第6号）です。

補正予算の説明ですが、第2条の収益的収入及び支出の補正のうち、収入について、第3条の資本的支出の補正について、及び3ページの第4条の棚卸資産購入限度額については、補正額が100万円未満のために説明を省略いたします。

それでは、第2条の収益的収入及び支出のうち、支出について、予算実施計画明細書にて説明いたします。

9ページをお開きください。

収益的支出です。

1款1項1目原水及び浄水費、381万6,000円の減額。主なものとしまして、22節修繕費94万8,000円の減はUPS、こちら無停電装置になりますが、こちらの交換、木上地区浄水場の水位計修繕費などの確定に伴う減額と、27節動力費、275万5,000円の減は取水及び浄水施設の電気料金確定に伴う減額などです。

2目配水及び給水費122万4,000円の減額。主なものとしまして、22節修繕費、104万円の減で、配水施設及び配水管修繕費などの確定に伴う減額です。

4項1目1節予備費、100万円の減額。予備費からの支出がなかったため、全額を減額するものです。

水道事業会計は以上です。

次に、下水道事業会計補正予算について説明いたします。

別冊の下水道事業会計補正予算書3ページをお開きください。

専第9号令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第6号）です。

第2条の収益的収入及び支出のうち、収入については予算実施計画明細書にて説明いたします。なお、収益的支出については補正予定額が100万円未満のため、説明を省略いたします。また、資本的収入及び支出についての補正はございません。

6ページをお願いいたします。収益的収入です。

1款1項1目下水道使用料収益、1節下水道使用料、258万1,000円の増です。下水道料金の調定額確定による増です。

下水道事業会計は以上です。

以上、地域整備課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 吉田会計管理者。

○会計管理者（吉田 誠二君） 出納室関係を説明いたします。

歳出です。

４６ページ、４７ページをお願いします。

２款１項４目会計管理費、減額２２６万６,０００円は、１１節役務費で公金振込手数料等の実績による減額になります。

以上で、出納室関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） 教育振興課関係を御説明します。

歳入です。３２、３３ページを御覧ください。下段になります。

１６款２項５目１節教育費県補助金、減額１２２万６,０００円は、放課後子ども教室推進事業費補助金ほか４件の事業実績に基づく交付確定による減額です。

次は、歳出です。

８２、８３ページを御覧ください。

１０款１項２目事務局費、減額１２３万８,０００円は、一般事務費における講師謝金や記念品代等の８節報償費減額２５万２,０００円や、１０節需用費、消耗品費の執行残、減額３０万４,０００円が主なものです。

次のページをお願いします。

２項１目学校管理費、減額５７６万９,０００円は、１０節需用費、減額２４５万３,０００円、光熱水費や修繕料などの執行残や植木選定業務、健診等業務の１２節委託料、減額１３２万２,０００円、校務用シンクライアント使用料等の１３節使用料及び賃借料、減額９５万３,０００円など学校の維持管理経費の執行残の減額です。

次に、同項２目教育振興費、減額２５２万２,０００円は一般事務費における消耗品費、減額１０万円やＩＣＴ機器の修繕料、減額４５万円などの１０節需用費減額５５万円、１７節備品購入費の入札執行残、減額２１万６,０００円、次のページをお願いします。要保護及び準要保護児童への就学援助費である１９節扶助費、減額４３万８,０００円など実績に基づく執行残の減額が主なものです。

次に、３項１目学校管理費、減額２３４万２,０００円は、１０節需用費、減額８７万９,０００円、光熱水費や修繕料の執行残をはじめ、緊急対応業務や健診等業務の１２節委託料、減額５４万３,０００円、下水道使用料や複写機借り上げ料等の１３節使用料及び賃借料、減額７５万６,０００円など学校運営に必要となる維持管理経費の執行残の減額です。

次に、同項２目教育振興費、減額２８８万１,０００円は、次のページをお願いします。説明欄で御説明します。

５２１番、部活動補助事業における部活動指導員５名分の活動実績に基づく報酬及び費用弁償の執行残、減額９２万５,０００円、５２５番、就学援助費事業における生徒扶助費の執行残、減額５４万６,０００円など各種教育振興活動事業における実績に基づく執行残の減額です。

次に、４項１目社会教育総務費、減額２２２万９,０００円は、次のページをお願いします。説明欄で御説明します。

５３８番、生涯学習推進事業における講師謝金の執行残２６万１,０００円、５４３番、文化財保護事業における

支障木伐採業務委託料や重機借り上げ料などの執行残、減額63万1,000円、547番、町史編さん事業費における執筆業務委託料の執行残、減額60万円など社会教育活動の実績に基づく執行残の減額です。

次のページをお願いします。

同項5目外国青年招致事業費、減額339万6,000円は、ALT1名が7月に帰国したことによる1名減員による8ヶ月分の報酬の執行残が主なものです。

次に、5項2目体育施設費、減額289万2,000円は、10節需用費、減額145万円、12節委託料、減額136万2,000円など各施設の維持管理経費となる光熱水費や修繕料の執行残及び除草・剪定業務委託の実績に基づく執行残の減額です。

次のページをお願いします。

6項1目学校給食センター費、減額113万7,000円は、10節需用費、減額102万5,000円など給食センターの維持管理経費の執行残の減額です。

以上、教育振興課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾税務課長。

○税務課長（岩尾 和文君） 議案つづり168、169ページをお開きください。

議案第32号専第10号錦町税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、錦町税条例の一部を改正するものです。

それでは、新旧対照表で御説明いたします。新旧対照表2ページをお願いします。

第18条の3と第19条につきましては、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う改正です。

次に、3ページをお願いします。

第33条第3項につきましては、個人住民税の課税標準で、この条で定義する特定配当等に特定大口株主配当等は含まれないという改正になります。

次の第80条から11ページの第91条までの改正は、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う改正です。

11ページ下段から12ページ中ほどまでの附則第7条の3につきましては、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除で、地方税法附則第5条の4が削除されたことに伴う改正です。

次の第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例につきましても、第7条の3と同様に地方税法附則第5条の4が削除されたことと、適用期限の延長に伴う改正です。

次に、13ページから15ページ下段までの第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合につきましては、地方税法附則第15条第6項が削除され、第25項の改正もなされたことによる項ずれと、本条第18項から第20項を削除し、第21項から第28項までをそれぞれ3項ずつ繰り上げる改正となります。

次に、15ページ下段から19ページ中ほどまでの10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、地方税法施行令附則第12条に第16項が新設されたことにより項ずれが生じたことから、第7項、第8項、第9項第4号と、17ページの第6号、第10項第5号と、18ページの第12項第5号、第15項を改正し、第16条につきましては地方税法附則第15条の11の改正が行われたことによる改正となります。

19ページをお願いします。

第10条の4、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等につきまして

は、地方税法施行令第12条の2が削除されたことにより条ずれが生じたことと、地方税法附則第16条の2の改正が行われたことによる改正です。

20ページから22ページ中段までの第10条の5、令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等につきましては、現行の災害対応のための常設措置の適用期限終了後も被災者支援を継続するため、同一内容の特例措置が新設されたことによる改正です。

22ページ中段から23ページ下段にかけての第15条の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例、23ページ下段の第15条の3、軽自動車税の環境性能割の減免の特例、24ページの第15条の4、軽自動車税の環境性能割の申告納付の期限、第15条の5、軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付、第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例につきましては軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い削除し、第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例と26ページの第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例につきましては軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う改正です。

27ページをお願いします。

第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例、次の28ページの第16条の4、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例、次の29ページの第17条、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、第17条の2、優良住宅地の造成等のために課税の課税を受け継続するために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例、次の30ページの第18条、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、次の31ページの第19条、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例、次の20条、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例、次の32ページの第20条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、次の33ページから34ページにかけての第20条の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、地方税法附則第5条の4が削除されたことに伴う改正です。

議案つづり173ページにお戻りください。

附則としまして、第1条ではこの改正条例の施行期日を令和8年4月1日と規定し、第2条と次の174ページの第3条では固定資産税、軽自動車税の経過措置に関する規定をしております。第4条では平成26年錦町条例17号錦町税条例等の一部を改正する条例を、今回の法改正により軽自動車税の環境性能割が廃止されたことに伴い、附則第6条中にございます種別割を削る改正となります。

議案第32号専第10号の説明は以上です。

○議長（荒川 孝一君） 大森保険政策課長。

○保険政策課長（大森 光春君） 専第11号錦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案つづり176ページをお願いいたします。

本条例改正は、国民健康保険の課税区分に子ども・子育て支援納付金を新たに追加するものです。

新旧対照表を使って説明いたしますので、新旧対照表の37ページをお願いいたします。

第2条第1項第1号及び第4号では、国民健康保険税の課税区分に子ども・子育て支援納付金課税額を新たに追加し、その内容を定義しています。

38ページをお願いいたします。

第2項では、国民健康保険法施行例の一部改正により基礎課税額の課税限度額を66万円から67万円に引き上げています。

第5項では、支援納付金課税額の課税対象、算定方法及び課税限度額を定めています。

39ページをお願いいたします。

第9条の2では、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額を0.26%と定めています。第9条の3では、被保険者均等割額を1,340円と定めています。第9条の4では、18歳以上の被保険者について、1人当たり80円の追加均等割額を課すことを定めています。

40ページをお願いします。

第23条第1項では、低所得世帯等に対する保険税軽減措置に子ども・子育て支援納付金課税額を追加し、所得区分ごとの軽減後の限度額を規定しています。また、世帯の所得区分ごとに均等割額の減額基準を新たに追加しています。

45ページをお願いします。

第23条第2項では、未就学児に対する均等割額について、世帯の軽減区分に応じて1人当たり200円から670円の範囲で軽減する仕組みを追加しています。

46ページをお願いします。

第23条第3項では、出産に伴い、一定期間所得割、均等割、18歳以上均等割を月割で軽減する規定を追加し、産前産後期間に応じて税負担を軽減する仕組みとしています。

47ページをお願いします。

第23条第4項では、18歳未満の被保険者がいる世帯についてはその人数分の均等割額を実質的に全額減額する特例措置を定めています。

議案つづり178ページにお戻りください。

附則では、施行日を令和8年4月1日と定め、令和8年度以降の国民健康保険税に適用することとしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） ここで、10分ほど休憩します。休憩後は11時20分から開議します。

午前11時10分休憩

午前11時20分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

議案第32号の提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。2点ほどお尋ねします。

まず1点目は、総務課長にページの11ページ、地方債補正が計上されております。その中で、道路側溝改修関係の公共施設等適正管理推進事業債を適用しておりますが、この事業費の充当率と、それに伴います起債償還額の地方交付税措置をお尋ねします。

もう1点目は税務課長にですが、先ほど法人町民事例の説明で、収納見込みでということで簡単に説明されましたけど、もちろん収納見込みによって補正をされたものでございますが、もう少し詳しく説明を求めます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 公共施設等適正管理推進事業債の交付税措置についてお答えいたします。

充当率のほうは、まず90%です。

交付税措置率は財政力に応じてちょっと変わってきますけれども、30%から50%となっておりますので、その間ぐらいになるかなと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾税務課長。

○税務課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

法人町民税において、大きな影響を受ける1事業所さんの申告に伴っての減額となります。その減額となった根拠としまして、まず令和7年度の当初予算の計上時に、令和6年度分からそのある社の2年前、令和5年の法人税割の80%をまず計上するようにと、あとそれ以外の社の法人税割の令和4年と令和5年の法人税割の平均、これを100%計上するように話がありまして、その2つで9,778万円の当初予算の計上となっております。

ですので、事業所の、要は利益が増減いたしますよね。それによつての今回減額となったところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。町長にお尋ねします。専決処分、要するに、町村長が議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたときと書いてありますけれども、これどのくらいの日数が足りなかったんでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 専決処分の理由の大きな問題として、今おっしゃったように、時間が制約がございましたけれども、全体的にその時間の長さとかそういうのは決めておりません。専決処分ですので、必要なときに皆さん方をお願いするということを考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。専決でなくて、6月の議会では間に合わなかったんでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 今回お願いしております専決が令和7年度の専決でございますので、御理解を頂きたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よつて、これから採決に入ります。

お諮りします。専第4号令和7年度錦町一般会計補正予算（第10号）については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、専第4号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

お諮りします。専第5号令和7年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、専第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

お諮りします。専第6号令和7年度錦町介護保険特別会計補正予算（第6号）については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、専第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

お諮りします。専第7号令和7年度錦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、専第7号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

お諮りします。専第8号令和7年度錦町水道事業会計補正予算（第6号）については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、専第8号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

お諮りします。専第9号令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第6号）については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、専第9号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

お諮りします。専第10号錦町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、専第10号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

お諮りします。専第11号錦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、議案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、専第11号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第4. 議案第33号

○議長（荒川 孝一君） 日程第4、議案第33号町道松里永野線道路改良工事（永野1工区）請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第33号町道松里永野線道路改良工事（永野1工区）の工事請負契約についてでございます。

地方自治法第96条第1項第5号並びに錦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第

2条の規定により、予定価格5,000万円以上の工事請負契約については議会の議決を求めることとなっておりますので、今回提案をするものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） 議案つづりは、179ページをお開きください。

議案第33号町道松里永野線道路改良工事（永野1工区）請負契約について御説明いたします。

- 1、契約の目的、町道松里永野線道路改良工事（永野1工区）。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、一金7,095万円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額645万円）。
- 4、契約の相手方、住所、熊本県球磨郡錦町大字西1882番地11。

商号または名称、株式会社いなば、代表者氏名、代表取締役稲葉志郎。

町道松里永野線については、現在黒辺田野橋を新しく架け替える工事を行っておりますが、今回の工事はその新しく架け替える橋梁への取付け道路を既設の道路へ接続するためのものです。

工事箇所は、高柱川の右岸側、大王原公園側になります。起点は、JA選果場の南西部にございます交差点で、新設する黒辺田野橋が終点となります。

施工延長は117メートルで、本線である町道松里永野線が81.5メートル、支線である町道大王原線が35.5メートルを計画しております。

主な工種は、盛土に必要な土留め擁壁工が延長57.9メートル、排水路の敷設替えとしまして排水構造物ブロック積みの擁壁が延長81.1メートル、アスファルト舗装工としまして本線の松里永野線が619平方メートル、支線の大王原線が148平方メートル、橋梁部の舗装工が167平方メートル、また橋梁の両端に伸縮装置を設置する計画でございます。

以上、説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第33号町道松里永野線道路改良工事（永野1工区）請負契約については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第34号

○議長（荒川 孝一君） 日程第5、議案第34号町道松里永野線道路改良工事（永野2工区）の請負契約についてを

議題といたします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第34号町道松里永野線道路改良工事（永野2工区）の請負契約についてでございます。

地方自治法第96条第1項第5号並びに錦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格5,000万円以上の工事請負契約については議会の議決を求めることとなっておりますので、今回提案をいたすものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） 議案第34号町道松里永野線道路改良工事（永野2工区）請負契約について、説明いたします。議案つづりは180ページです。

- 1、契約の目的、町道松里永野線道路改良工事（永野2工区）。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、一金8,030万円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額730万円）。
- 4、契約の相手方、住所、熊本県球磨郡錦町大字西30番地。

商号または名称、有限会社小園建設、代表者氏名、代表取締役小園周二郎。

こちらの工事も、1工区と同様に新しく架け替える黒辺田野橋への取付け道路を既設の道路へ接続するためのものです。

工事箇所は高柱川の左岸側で永野集落側となります。

起点は、新設する黒辺田野橋で今山集落へとつながる町道今山線との交差点付近が終点となります。

施工延長は、本線である町道松里永野線が145.5メートル、支線である木揚集落へとつながる町道一本杉線が52.5メートルを計画しております。

主な工種は、盛土に必要な土留め擁壁工が延長139.4メートル、排水構造物としまして、幅60センチの側溝が延長78メートル、幅30センチの側溝が延長75メートルを整備し、アスファルト舗装工として本線の松里永野線942平方メートル、支線の一本杉線が101平方メートル、ガードレールを91メートル設置する計画です。

工期についてですが、永野1工区、2工区共に議会での承認を頂きましたら、令和8年5月15日から令和9年1月19日までを予定しております。

なお、今後の予定ですが、現在施工中の黒辺田野橋上部工の工事が完了した後に着手を予定しております。着手までの間に2業者と密に協議を行い、スムーズに工事が進むよう、工程計画など施工計画を立てた上で住民説明会を行う計画としております。

新しい橋梁の設置が終わりますといよいよ道路の改良工事に入っていくわけですが、工事期間中は道路を開放しながら、或いは片側交互通行をなどできるだけ車を通しながら施工したいと考えております。しかしながら、舗装工事などどうしても通行止めにて施工する期間があります。地元の方や道路を利用される方などの御理解と御協力を得ながら工事を進めてまいりたいと思っております。

以上で、説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。8番、岡田議員。

○議員（８番 岡田 武志君） ８番。この右岸左岸の工事ですけども、１月１８日が工期ということですので供用開始時期というのはそれもうそのすぐということでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えいたします。

今回の取付け工事が終わりますと舗装工事まで終わりますので、大体の通行はできると思いますので供用開始になるかと思いますが、一部まだ橋の解体工事といますか、撤去工事等が残っておりますので、若干ちょっとその取付けのところとの折り合いといますか、そちらのほうでまた規制の関係はあるかもしれませんが、基本的には供用開始できるかと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ８番、岡田議員。

○議員（８番 岡田 武志君） この今の橋、旧の黒辺田野橋の下に井手ノ口地区の用水の取入れ口がありますが、例年であれば川の流れを少し調整しながら取水口のほうに水が流れ込むような形のことを地区の役員さんが行っているわけですけども、現在新しい橋の工事が行われていますので、そこにコンボを下ろす道はあるというふうに聞いておりますが、実際は安全バーといますか、屋根がついているコンボはちょっと入れないという形なので、そういった形で安全管理というか、その部分を地元の地権者といますか、水利の利用者と工事関係者、役場も一緒になって安全にそういったところができるように配慮をよろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 答弁いりませんね。ほかに質疑ありませんか。９番、池田議員。

○議員（９番 池田 秀晴君） ９番。今供用開始が１月の１９日と予定がありますが、正月を入れると正月明け２週間あるかないかの状況です。ということは、１２月の２５日ぐらいまでには工事が完成しないといけないというふうな考えに持っていけないと供用開始が難しいと思います。ただ、余裕を持って２月いっぱいとか工期を延ばして、早く終わる分については住民の方は喜ぶんじゃないかなと思いますので、よろしく願いしたいと思いますし、県の工事で今町道平野線の工事をしておりますけども、当初４月３０日が工期でした。そしたら、今度は５月３０日、今度は６月の３０日とかう伸ばしていくような形で県の説明ありましたが、そういうことじゃなくて最初から余裕を持った工期でされたほうが住民は喜ぶと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 答弁いりますか。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えいたします。

先ほど供用開始の話がございまして、一応工期のほうを５月１５日から令和９年１月１９日までと予定しているところでしております。もちろん工事自体が１月１９日に竣工いたしますので、その後の竣工検査等がありますので、おそらくその１月１９日に開放といますか、供用開始にはならないんですが、２週間ほどちょっと時間を頂く形にはなるかと思うんですけども、今質問議員が言われるように余裕を持った工期を取って、それでスムーズに工事が進んで早めに終われば一番いいのかなと思いますので、そちらについてまた工期についてちょっと協議をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第34号町道松里永野線道路改良工事（永野2工区）請負契約については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 報告第2号

○議長（荒川 孝一君） 日程第6、報告第2号議会の委任による専決処分の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 報告第2号議会の委任による専決処分の報告について、専第12号和解及び損害賠償額の決定についてでございます。

本案件につきましては、議会の委任による町長の専決処分に関する条例第2条の規定により専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 報告第2号議会の委任による専決処分の報告について説明いたします。

内容は、第3者への損害に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて議会の委任による町長の専決処分に関する条例第2条の規定により専第12号のとおり専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により議会へ報告するものです。

182ページをお願いします。

専第12号和解及び損害賠償額の決定についてですが、まず1番目に和解の相手方はあさぎり町深田の個人です。

2番目に、和解の内容についてですが、（1）として本件事故における過失割合は本町を100%とし、相手方に対する損害賠償の額を3万4,980円とするものです。（2）として、本件事故に関しては双方とも異議の申立て、訴訟等は一切行わないこととします。

3番目に、事故の概要ですが、事故の発生年月日は令和8年3月23日午後1時45分頃、事故の発生場所は錦町大字一武1587番地、就業センター裏になります。事故の状況は、本町の職員が運転する公用車、ダンプになりますが、就業センター裏で除草剤散布のための給水を行うために消火栓脇に車両を後退させて寄せようとした際に、駐車してあった土地改良区職員の車両の前輪ホイールに下げていたダンプのテールゲートを接触させたものです。

相手方への損害賠償額については、町が加入する全国自治協会自動車損害保険から補填されます。

以上で、説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和8年第3回錦町議会臨時会を閉会します。

午前11時44分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

